

パレットニュー 施設の使用にあたって

1 はじめに

中川運河を、賑わいや憩い、うるおいの水辺としての運河へ再生するために、中川運河の魅力（水辺、アート、モノづくり）をより多くの方が学び、体感し、そして自ら活動するための協働の場として、PALET.NU（パレットニュー）を設けました。

これまで実施してきた中川運河再生社会実験は終了しましたが、同実験を通じて生まれた水辺の賑わいや皆様の活動を今後も継続・発展させていくため、当該事業用地の施設整備に向けた移行期間におきましても、一定の条件のもとで引き続き本施設の貸出を行います。つきましては、中川運河の魅力向上および賑わい創出に真に寄与する活動に限定して施設をご利用いただきます。施設の使用にあたっては、こうした目的および方針をご理解いただき、適切な手続き及び運用をされるようお願いいたします。

2 使用の制限

本施設は、以下のいずれかに該当する事業を対象に貸し出します。

- (1) 事業具現化（将来的な出店や事業化を目的とした試験営業など）
- (2) 地域交流・連携企画（行政や公共団体等が主導するイベントなど）
- (3) 機運醸成・情報発信（中川運河の魅力発信事業など）

上記を満たさない場合や、下記に該当する内容及び行為を行う団体は本施設の使用を認めません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 利用規約の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力が使用するおそれがあるとき。
- (4) 公社が実施する各種事業により使用するとき。
- (5) 政治的又は宗教的用途に使用するとき。
- (6) 他人の信用または名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとき。
- (7) 本施設の運営目的から不適切だと判断できるもの。
- (8) 参加対象者が一般市民に開放されていないとき、もしくは集客効果（原則として1日あたり50人以上）が見込めないとき。ただし、教育機関等による地域連携活動や、公的性格を有する団体による公益性の高いプロジェクト等で、公社が特に認めた場合はこの限りではない。
- (9) その他本施設の管理上支障があると認められるとき

■ 音出しについて

- (1) マイクなどの音響機材の使用は、ステージを除き原則禁止とします。（事前申請のない音響機材の持ち込みは固くお断りします）
- (2) 施設全体の音量は、敷地境界線において事務局の騒音計で65デシベル以下とします。
- (3) イベント内容の都合上、どうしても65デシベルを超える場合は、近隣の施設及び住民へ説明するなど事前調整をしてください。（範囲及び方法は公社が指定します。）
- (4) 音についてお問い合わせ等があった場合は、すぐに音を出す行為を中止してください。

■ 貸出時間及び範囲について

- (1) 施設の使用時間は、**10：00～17：00**までとします。
原則、使用時間内で設営・撤収を行ってください。
- (2) 貸出範囲は、『コンテナA棟』、『コンテナB棟』、『縁側エリア』、『水辺エリア（ステージ）』及び『駐車場の一部（キッチンカー）』とします。
原則、貸しスペース外に物を設置することはできません。

3 禁止事項

下記に該当する行為は禁止しています。自ら行為を行う事はもちろん、出店者や来場者に行わせたりしてはなりません。違反が確認された場合は、使用中であっても即時に利用停止および強制撤収を命じます。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 寄付金品を募集すること。
- (3) 労働争議、署名活動、勧誘行為をすること。
- (4) 個人情報保護法に抵触する情報収集行為や活動をする事。
- (5) 承認された場所以外で広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (6) 施設、備品等を損傷、汚損又は滅失するおそれのある行為をすること。（壁面等への釘打ち、穴あけ、強力な粘着テープの使用等を含む。）
- (7) 騒音、振動又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。（発生する音量は、敷地境界線において原則 65 デシベル以下を遵守すること）
- (8) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯すること。
- (9) 騒ぎを主目的とする飲食、飲酒、宴会、パーティー等を行うこと。
- (10) その他本施設の管理上支障があると認められる行為をすること。

4 次の場合は、必ず事前にご相談ください

- (1) 調理機等で火気を使用する、引火性の液体や気体等を持ち込む場合。
 - (2) 調理行為を伴う飲食物の販売又は提供する場合。
 - (3) アルコール類の提供・販売、飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をする場合。
 - (4) 本施設の電気・水道設備を使用する場合。
 - (5) 重量物の搬入及び設置が有る場合。
 - (6) やむをえず時間外に使用することが必要となる場合。
 - (7) キッチンカー等の乗り入れなど駐車場の一部を使用を希望する場合。
- ※当日、相談された場合は全てお断りさせていただきます。

■ 関係機関との調整について

使用申込者は、各種法令に基づき必要に応じて、関係行政機関へ届出し、許可を得てください。 ※届出書類のコピーを1部、提出してください。

＜主な連絡先＞

・中川保健センター	052-363-4457
・中川消防署	052-363-0119

5 搬入・搬出・設営・撤去作業について

- (1) 搬入・搬出は9:00～17:30の時間で行ってください。
- (2) 持ち込む什器・備品などを事前にお預かりすることはできません。
- (3) 宅配便等でご送付いただく場合も代理でのお受け取りはできません。
- (4) 設営物（工作物、テント、展示パネル、のぼり等）は不燃材料など防災性能を有する物品を使用し、風で飛ばされないよう転倒防止の安全対策を行ってください。
- (5) 施設内の建物の壁面に、糊付け・塗料・テープ等で汚損するおそれのある行為は行わないでください。
- (6) 使用後は、清掃などを行い、施設の破損・汚損の有無を確認してください。
- (7) ゴミは各自お持ち帰りください。

6 施設使用者の責務

施設使用者は次の事項を遵守してください。

- (1) 利用規約及び関連する法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等関係者及び参加者に対しても同様に遵守させてください。
- (2) 承認された内容にしたがって施設をご使用ください。
- (3) 作業員等関係者及び参加者の安全管理、案内誘導及び盗難・事故防止等は、使用者が責任をもって行ってください。
万が一、事件・事故・苦情が発生した場合は、全て使用者の責任とし以後の処理についても使用者で責任をもって行ってください。
- (4) 施設使用後は、使用者の負担で、直ちに貸しスペースの原状回復を行ってください。
- (5) 使用中（設営・撤去時を含む）に発生したゴミは、使用者の責任において処理するものとし、全てお持ち帰りください。また、貸しスペース内はもとより周辺の清掃も行ってください。
- (6) 本施設担当者が警備及び誘導體制について協議が必要と判断した場合には、事前に本施設担当者と協議の上、指示に従ってください。この場合、警備、参加者の整理・誘導等はご使用者の責任と負担において行ってください。

7 施設使用料

施設使用料は無料です。

8 お問い合わせ先【事務局】

施設名称 : PALET.NU（パレットニュー）
所在地 : 名古屋市中川区広川町5丁目地
電 話 : 052-222-2314 ※平日 10:00～17:00
E-mail : kikaku-jimu@nup.or.jp
運営事務局 : 公益財団法人名古屋まちづくり公社
【窓口】総務部経営企画室

PALET.NU

パレット・ニュー

施設使用 申し込み手続き

■ 予約申し込み

利用規約をご確認のうえ、事務局にE-mail【 kikaku-jimu@nup.or.jp 】で仮予約の申し込みを行ってください。
後日、事務局からお申し込みいただいたアドレスに、仮予約の受付と企画概要確認のメールを送信しますので、企画概要等を記入のうえ、速やかにご返信ください。
※この段階で、要件を満たさないと判断した場合は、施設の使用をお断りさせていただきます。

■ 申込書の提出

書類にて事前審査をいたしますので、次の書類（①～⑤）を提出してください。
①申込書（様式1） ②企画概要書（※運営体制、安全・ごみ処理計画、運河への寄与等を明記） ③スケジュール ④図面 ⑤公的機関への届出書（写）

※①～④の書類は1か月前までに、⑤の書類は2週間前までに提出してください。
※使用内容の詳細が分かるよう『②企画概要書』はできるだけ詳しくご記入ください。
具体性に欠ける場合は承認できません。
※申込期限までに書類の提出がない場合は、キャンセルとみなします。
※食品を取り扱う場合は、「保健所」、火気等を使用する場合は、「消防署」など使用用途によって、公的機関への届出が必要となります。
各自で関係行政機関にご確認ください。

■ 内容の確認及び調整

提出していただく書類に基づき、内容の確認及び調整をします。本施設の運用効率化のため、過度な調整や事務局のサポートが必要な企画はお断りする場合があります。

※実施に向け確認したい事項や書類に不備があった場合は、申込者にヒアリングいたします。
※書類の確認後、内容の変更など、ご調整していただく場合があります。
その際は、本施設担当者からの是正・調整の指示に従ってください。

■ 使用決定の通知

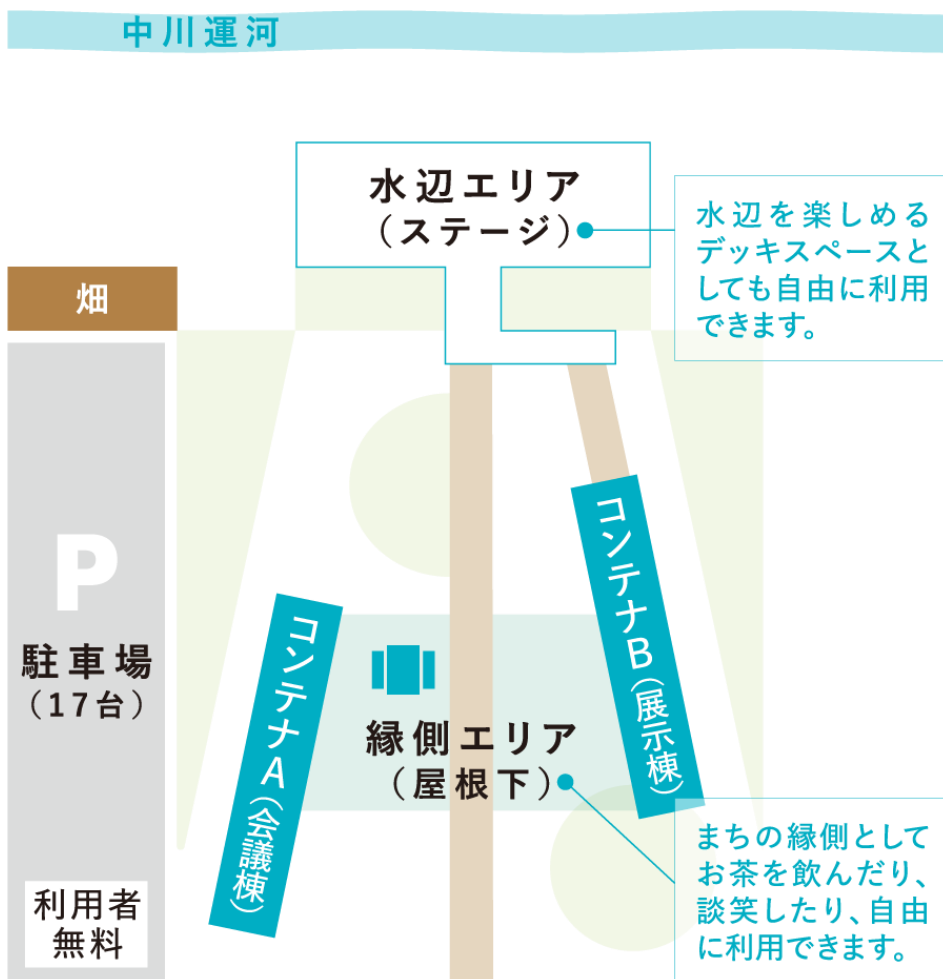
内容の確認が取れて、貸出が可能だと判断できたら使用決定（承認）のご連絡をします。

■ 当日の対応

当日、お越しいただきましたらスタッフにお声がけいただき受付をしてください。
施設の使用が終了しましたら、原状回復を行い、必ずスタッフの確認を受けてください。また、発生したごみはすべてお持ち帰りください。

施設概要について

●パレット配置図



施設概要について

■ コンテナA棟

用途： 大開口の窓があり、開放的に感じられるスペースです。打合せ、地域活動、趣味の集まり、講演会、習い事教室、コワーキングなど、会議全般にご利用いただきやすいスペースです。

定員： 8名（会議の場合）

備品：

- ・机 2台
- ・椅子 8脚
- ・冷蔵庫1台

設備：

- ・電源 4口 ・フリーWi-Fi
- ・トイレ 1室
- ・車椅子対応トイレ 1室

※トイレは、B棟にあります。



■ コンテナB棟

用途： 壁面を広くとっているため、展示会などにご利用いただきやすいスペースです。また、ワークショップや制作、撮影などにも適しています。

定員： 8名（会議の場合）

備品：

- ・机 2台
- ・椅子 8脚

設備：

- ・電源4口、
- ・フリーWi-Fi
- ・ミニシンク1台
- ・トイレ1室、
- ・車椅子対応トイレ1室

※トイレは施設共用です。



■ 縁側エリア（屋根下）

用途： 屋根の下は、コンテナ内外を繋ぐ縁側のようなスペースです。趣味の集まりや屋外でのワークショップ、マルシェ、イベントなどにご利用いただきやすいスペースです。コンテナA棟、コンテナB棟と一体でご利用いただくと40～50名程度のイベント開催が可能です。

定員： 30名程度

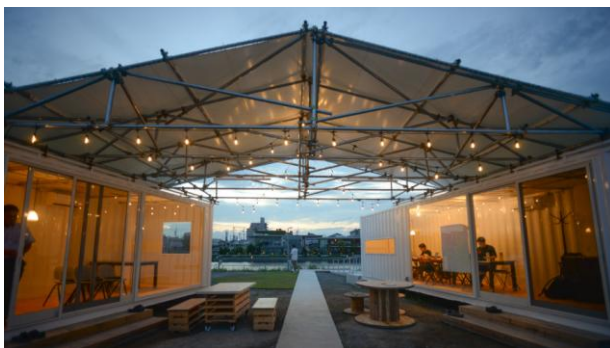
備品：

- ・ テーブル1台
- ・ ベンチ2台

設備：

- ・ フリーWi-Fi、
- ・ 屋外電源5口
- ・ 水栓
- ・ トイレ1室
- ・ 車椅子対応トイレ1室

※ トイレは、B棟にあります。



■ 水辺エリア（ステージ）

用途： 中川運河を背景に、ダンスや演奏などの発表会、フィットネス教室、撮影などのためにステージとしてご利用いただけます。

定員： 30名程度（5m×12m）

設備：

- ・ 屋外電源20A×5口
- ・ トイレ1室、
- ・ 車椅子対応トイレ1室

※トイレは施設共用です。

